

あなたの今日をささえ、
家族の明日の笑顔を支える保険です。

2021年12月版

認知症保険 トゥースマイル

<無解約返戻金型認知症保障保険>

■商品の特長

あんしん!

特長
1

認知症と診断、かつ

要介護1以上の状態に該当したら、
保険金100万円～500万円が受け取れます。

※ご契約時に100万円～500万円の範囲で認知症保険金額を設定いただけます。

軽くても!

特長
2

軽度認知障害(MCI)と診断されたら、
給付金が受け取れます。

※軽度認知障害保障特約の付加が必要です。

うれしい!

特長
3

70歳時に20本以上の歯が残っていれば、
以後の保険料が割り引かれます。

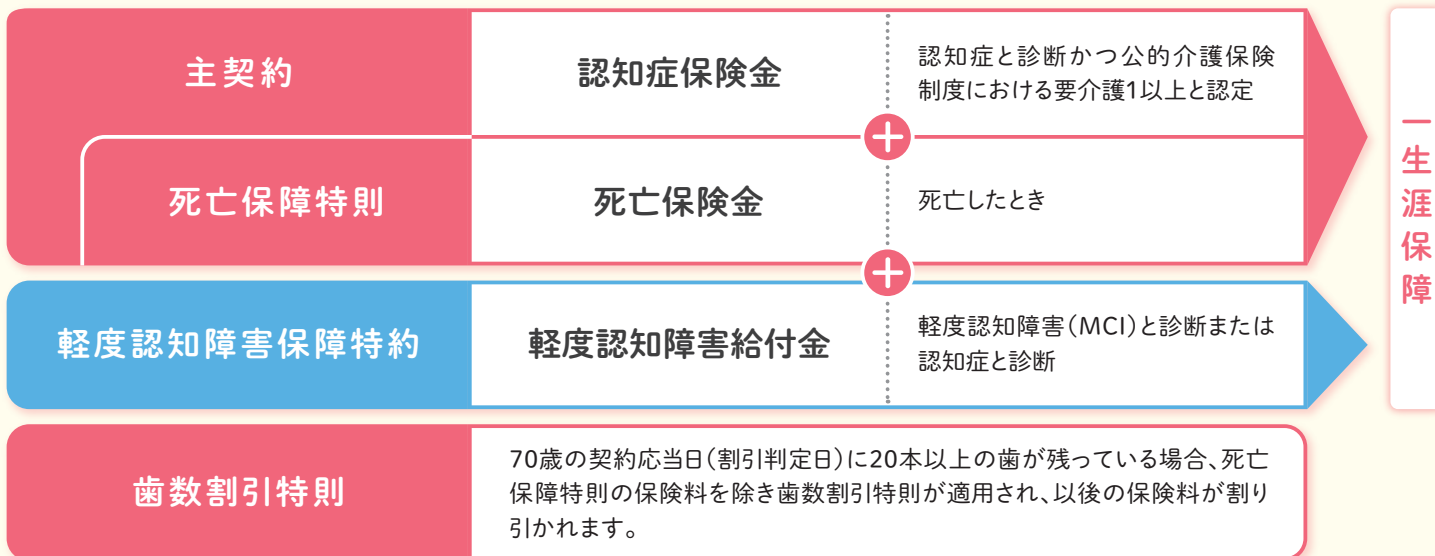
※死亡保障特約の保険料を除きます。

※契約年齢が70歳以上の場合、歯数割引特約が適用されず、保険料は割り引きされません。

※永久歯(義歯やインプラント等の人工歯は含みません)の本数が20本以上である場合、歯数割引特約が適用され、以後の保険料が割り引かれます。

⚠️ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です(認知症保険金の受取人が法人の場合を除きます)。

■商品のしくみ図(イメージ)



※保険金のお支払いは1回限りです。認知症保険金、死亡保険金いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。また、軽度認知障害給付金のお支払いはご契約後1回限りです。

■保障内容(主契約・特約)

主契約・特約	保険金・給付金の種類	支払事由の概要		支払限度	保険金額・給付金額
無 解 約 返 戻 金 型 認 知 症 保 障 保 険 (*1) 主契約	認知症保険金	責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれにも該当したとき ①認知症と医師により診断されたこと(*2) ②公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当(*3)し、要介護認定において要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること		1回	認知症保険金額
	死亡保険金(*4)	死亡保障特則を適用する場合	死亡したとき	1回	認知症保険金額 × 給付倍率
保 障 特 約 軽 度 認 知 障 害	軽度認知障害給付金	本特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①軽度認知障害と医師により診断されたこと(*5) ②認知症と医師により診断されたこと(*5)		1回	認知症保険金額 × 10%

(*1) 認知症保険金が支払われた場合、ご契約は認知症保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。

(*2) 責任開始日からその日を含めて180日以内に診断された場合は、保険金をお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります。

(*3) 原因が認知症である必要はありません。

(*4) 死亡保障特則を適用する場合にお支払いする保険金です。認知症保険金をお支払いした場合は、死亡保険金のお支払いはありません。高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

(*5) 主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に診断された場合は、軽度認知障害給付金をお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。

●支払事由の詳細、保険金・給付金をお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件などについては、詳細を「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」にて必ずご確認ください。

■主なお取扱い

契約年齢(被保険者)	40歳～85歳(満年齢) ※死亡保障特則を適用する場合は55歳～85歳(満年齢)	保険料払込方法	月払・年払 ※半年払・保険料の前納の取扱いはありません。
保険期間	終身	契約者配当金	ありません
保険料払込期間	終身・75歳・80歳・85歳払済	解約返戻金	保険料払込期間中: ありません
			保険料払込期間満了後(有期払): 認知症保険金額の5%と同額の解約返戻金があります

※特約の中途付加、特約の中途適用や特約をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

※高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

■ご留意事項

●ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

●お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

●歯数割引特則の対象となる歯は永久歯のみとし、義歯やインプラント等の人工歯は含みません。

●歯数割引特則の適用には、割引判定日の2か月前までにネオファースト生命所定の残存歯数を証明する書面をネオファースト生命にご提出いただく必要があります(この書面のご提出がない場合やこの書面のご提出があっても残存歯数が19本以下の場合、歯数割引特則の適用を取り扱いません)。

金融機関を募集代理店としてご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

●本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

●本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索